

王子公園再整備事業
実施方針

令和6年4月

神戸市

目 次

| | | |
|------|------------------------|----|
| 第 1 | 総則 | 4 |
| 1 | 本書の位置づけ..... | 4 |
| 第 2 | 事業内容に関する事項..... | 4 |
| 1 | 事業の基本的事項..... | 4 |
| 第 3 | 事業者の募集及び選定に関する事項..... | 9 |
| 1 | 事業者の選定に関する基本的事項..... | 9 |
| 2 | 募集及び選定に係る想定スケジュール..... | 10 |
| 3 | 募集及び選定手続き等..... | 10 |
| 第 4 | 入札参加者の構成等..... | 14 |
| 1 | 入札参加者の構成等..... | 14 |
| 2 | 入札参加者の参加資格要件等..... | 15 |
| 3 | 参加資格の確認基準日..... | 18 |
| 4 | 参加資格の喪失..... | 18 |
| 第 5 | 応募にあたっての留意事項..... | 20 |
| 1 | 提案書類の取扱い..... | 20 |
| 2 | 入札にあたっての留意事項..... | 20 |
| 別紙 1 | リスク分担表..... | 22 |

様式

| | |
|------|--------------|
| 様式 1 | 追加技術資料送付願 |
| 様式 2 | 実施方針等に関する質問書 |
| 様式 3 | 実施方針等に関する意見書 |

第1 総則

1 本書の位置づけ

本書は、神戸市（以下「市」という。）が、「王子公園再整備事業」（以下「本事業」という。）を実施する民間事業者（以下「事業者」という。）を総合評価落札方式による一般競争入札により募集及び選定することを予定しているため、入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）を対象に配布するものである。

本書は、本入札に関し、入札参加希望者が熟知し、かつ順守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。なお、下記に示す資料を本書に合わせ配布する。入札参加希望者は、各資料の内容を踏まえ、入札に参加するものとする。

〈資料〉

事業概要書：市が事業者に要求する具体的な設計、建設の要求水準の概要を示すもの。
事業概要書別紙を含む。

第2 事業内容に関する事項

1 事業の基本的事項

(1) 事業名称

王子公園再整備事業

(2) 事業目的

市は『神戸2025ビジョン（令和3年4月）』において、市民一人ひとりが安心安全で心豊かに幸せを実感できる生活を享受でき、将来を担う若者が輝き、活躍できる持続可能な社会を築く「海と山が育むグローバル貢献都市」をめざしている。

王子公園の再整備にあたっては、阪神間における利便性の高いエリアのポテンシャルを活かしながら、若年定住・交流人口の増加や都市ブランドの向上を図り、持続可能な神戸の発展を実現していくため、2022年（令和4年）12月に王子公園再整備基本方針を、また、その方針に基づき2024年（令和6年）3月には施設の具体的な整備内容やスケジュール等を定めた王子公園再整備基本計画を策定した。

本事業は、王子公園再整備基本方針や王子公園再整備基本計画に基づき、公園施設の老朽化や時代の変化への対応等の課題に対し、市民の健康増進、スポーツ振興の観点から施設の更新を進めるとともに、誰もが気軽に憩い・くつろげるより魅力的な公園にリノベーションすることを目的とするものであり、事業対象となるスポーツゾーンや広場・園路、立体駐車場等の複数施設の設計・施工を一括して行うものである。

(3) 事業の枠組み

本事業敷地及びその周辺において、以下の施設を解体・撤去するとともに、新たな施設を整備するものであり、本事業の対象範囲（以下「対象施設等」という。）は次表に示す実施者が「事業者」となるものである。実施者が「市」となる工事については、本事業とは別途市が発注する。

| 施設 | 事業範囲 | | | | |
|---------|------------------------------|-----|------|-------|-----|
| | 解体対象 | 実施者 | 整備対象 | 実施者 | |
| 大学 | | | ○ | 大学 | |
| 動物園ゾーン | プール | ○ | 市 | | |
| | 獣舎（サバンナゾーン等） | | | ○ | 市 |
| | 管理事務所・動物病院 | | | ○ | 市 |
| | にぎわい施設 | | | ○ | 市 |
| | メインゲート | | | ○ | 事業者 |
| | エントランス広場 | | | ○ | 事業者 |
| | 既存ゲート・管理事務室 | ○ | 事業者 | | |
| | 獣舎（鳥類舎） | ○ | 事業者 | | |
| | 北ゲート | | | ○ | 事業者 |
| | 獣舎（その他エリア） | ○ | 市 | ○ | 市 |
| スポーツゾーン | 獣舎（北園） | ○ | 事業者 | | |
| | 旧ハンター住宅 | ○ | 市 | | |
| | 既存テニスコート | ○ | 事業者 | | |
| | スタジアム | | | ○ | 事業者 |
| | 登山研修所 | | | ○ | 事業者 |
| | ちびっこ広場 | ○ | 市 | | |
| | 弓道場（近的） | ○ | 事業者 | ○ | 市 |
| | わんぱく広場 | ○ | 事業者 | | |
| | みんなの広場 | | | ○ | 事業者 |
| | 多目的広場 | | | ○ | 事業者 |
| | 園内通路 | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| | スポーツセンター（SC） 北駐車場 | | | ○（改修） | 市 |
| | スポーツセンター（SC） 南駐車場・弓道場（遠的） | — | | — | |
| 体育館 | — | | — | | |

| 施設 | | 事業範囲 | | | |
|--------|------------|------|-----|--------|-----|
| | | 解体対象 | 実施者 | 整備対象 | 実施者 |
| 広場・園路等 | 緑の広場 | | | ○ | 事業者 |
| | 平面駐車場 | ○ | 事業者 | | |
| | シンボルプロムナード | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| | 園内通路 | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| | 園内園地 | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| 立体駐車場 | 南棟 | | | ○ | 事業者 |
| | 北棟 | | | ○ | 事業者 |
| その他 | 既存スタジアム | ○ | 大学 | | |
| | 補助競技場 | ○ | 事業者 | | |
| | 相撲場 | ○ | 事業者 | | |
| | 既存登山研修所 | ○ | 事業者 | | |
| | 天城橋 | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| | 中原橋 | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| | 市道阪急沿線 | ○ | 事業者 | ○ | 事業者 |
| | 野崎線 | | | ○ (改修) | 市 |
| | 駐輪場管理事務所 | ○ | 市 | ○ | 市 |
| | 原田児童館 | — | | — | |
| | 神戸文学館 | — | | — | |

対象範囲：○ 事業者

(4) 事業者の業務範囲

事業者の業務範囲は、以下のとおりである。

| | |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (ア) 設計に係る業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前調査業務 ・ 各種申請及び関連業務 ・ 設計業務及び関連業務 ・ モニタリング業務 ・ その他設計に関する業務 |
| (イ) 建設に係る業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請及び関連業務 ・ 解体・撤去工事業務 ・ 土木・建設工事業務 ・ 備品等調達及び設置業務 ・ モニタリング業務 ・ その他建設に関する業務 |
| (ウ) 工事監理に係る業務 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 各種申請及び関連業務 ・ 工事監理業務 ・ モニタリング業務 ・ その他工事監理に関する業務 |

(5) 事業期間

本事業における事業期間は、事業契約締結の翌日（令和7年5月頃予定）から令和13年3月末日までとする。

なお、一部の施設には事業期間内の指定する期日に引き渡しを求める場合がある。具体的な対象施設・時期については、要求水準書で示すものとする。

(6) 事業方式

本事業は、事業者が対象施設等の設計・建設・工事監理を行い、完工後に市に引き渡す設計・施工一括発注方式とする。

(7) 事業における責任分担

本事業における責任分担の考え方は、市と選定事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、事業者の実施する業務の責任は、原則として事業者が負うものとする。ただし、市が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、市が責任を負うものとする。

本事業で予想されるリスク及び市と事業者の責任分担は、原則として「別紙1 リスク分担表」のとおりとし、責任分担の程度や具体的な内容については、入札公告時に事業契約書（案）で明らかにする。

(8) 事業の実施状況の監視（モニタリング）

事業者は、事業者の経営管理の状況、事業者が実施する各業務の実施状況及びサービス水準（以下「実施状況等」という。）について、事業者が提案した事業提案書及び事業契約（以下「要求水準等」という。）を達成していること及び達成しないおそれが無いことについて、自らが確認及び管理するとともに、市に報告する。

また、要求水準等を達成していない場合又は達成しないおそれがある場合は、事業者自らが本事業の各業務を実施する企業に対して改善要求を行い、要求水準等を満たすようにする。

市は、施設整備期間中においては、事業者による確認結果等を基に要求水準等の内容を満たしているかどうかの確認を段階的に行う。

市は、実施状況等を確認した結果、事業者の責めに帰す事由により、要求水準等を達成していない又は達成しないおそれがあると判断した場合は、事業者に対して、改善勧告、支払の減額、契約解除等の改善要求措置を講ずる。

なお、詳細なモニタリングの方法及び内容等については、入札説明書等で明らかにする。

(9) 担当部署

本事業の事務局は次のとおりである。なお、問い合わせは原則としてメールにて行うこと。

神戸市建設局 王子公園再整備本部 王子公園再整備課

所在地 : 〒651-0084 神戸市中央区磯辺通3丁目1番7号
コンコルディア神戸4階

電話 : 078-322-5016

メールアドレス : oji_kouen@office.city.kobe.lg.jp

第3 事業者の募集及び選定に関する事項

1 事業者の選定に関する基本的事項

(1) 選定の方法

本事業における事業者の募集及び選定は、競争性・透明性の確保に配慮した上で、一般競争入札（総合評価落札方式）で実施する。なお、本事業はWTO政府調達協定（平成6年4月15日マラケシュで作成された「政府調達に関する協定」（平成7年条約第23号）、以下「WTO協定」という。）の対象事業であり、「地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令」（平成7年政令第372号）が適用される。

(2) 選定委員会の設置

市は、落札者の選定に当たり、学識経験者等で構成される「王子公園再整備事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

構成委員名については、落札者決定までは非公表とし、委員に関する問い合わせは一切受け付けない。

落札者決定までの間、選定委員会の委員及び市職員に対して、審査に関する働きかけを行うなど、本公募に関する不正な接触の事実が認められた場合は失格となる。

(3) 審査の方法

審査は、資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

なお、提案の評価基準、提案書の提出方法、提出時期及び提出書類の詳細等については、入札公告時に明らかにする。

ア 資格審査

入札参加希望者に、参加表明書、資格審査に必要な書類の提出を求める。

イ 提案審査

資格審査を通過した入札参加希望者（以下「入札参加者」という。）に対し、入札書に記載する入札書価格のほかに、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

(4) 入札の中止等

競売入札妨害もしくは談合行為の疑い、不正もしくは不誠実な行為等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争性を確保し得ないと認められるときは、入札の執行延期、再入札公告又は入札の取り止め等の対処を図る場合がある。

2 募集及び選定に係る想定スケジュール

事業者の募集及び選定は、次のスケジュールにより行うことを想定している。

(スケジュールは今後変更することがある)

| | |
|---------------------------|---------------------------------|
| ① 実施方針及び事業概要書の公表 | 令和6年4月26日 |
| ② 実施方針等に関する質問の受付 | 令和6年4月26日～5月31日 |
| ③ 実施方針等に関する質問の回答 | 令和6年6月28日 |
| ④ 入札公告（入札説明書等の公表） | 令和6年7月31日 |
| ⑤ 入札説明書等に関する質問の受付（第1回） | 令和6年8月頃 |
| ⑥ 入札説明書等に関する質問への回答公表（第1回） | 令和6年9月頃 ※参加表明に関する質問のみ早期に公表する |
| ⑦ 参加表明書（資格確認申請書を含む）の受付 | 令和6年9月頃 |
| ⑧ 資格確認通知書の発送 | 令和6年9月頃 |
| ⑨ 競争的対話の実施（予定） | 令和6年10月頃 |
| ⑩ 競争的対話結果の公表 | 令和6年10月頃 |
| ⑪ 入札説明書等に関する質問の受付（第2回） | 令和6年11月頃 |
| ⑫ 入札説明書等に関する質問への回答公表（第2回） | 令和6年11月頃 |
| ⑬ 入札提出書類（提案書）の提出 | 令和6年12月頃 |
| ⑭ 落札者の決定及び公表 | 令和7年2月頃 |
| ⑮ 基本協定の締結 | 令和7年2月頃 |
| ⑯ 仮契約の締結 | 令和7年3月頃 |
| ⑰ 事業契約の締結 | 令和7年5月頃 |

3 募集及び選定手続き等

(1) 実施方針及び事業概要書の公表 (①)

本事業の実施方針及び事業概要書（以下、「実施方針等」という。）を市のホームページ等で公表する。

なお、事業概要書別紙の一部技術資料（付属資料3～6）は、本事業の入札参加希望者に対してのみ配布することとする。

ア 追加技術資料の配布期間

令和6年4月26日（金）午後2時から令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）

イ 追加技術資料の配布申込

当該資料の配布を希望する者は、「追加技術資料送付願」（様式1）に記入の上、原則電子メールで申し出ること。

この際、電子メールのタイトル（件名）は「【王子公園再整備事業】追加技術資料の配布希望（事業者名）」とすること（事業者名は自社名に変更すること）。あわせて、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの到着確認を行うこと。

ウ 申込み先

実施方針「第2 1（9）」に同じ。

（2）実施方針等に関する質問の受付、回答の公表（②・③）

市は、本事業の入札参加希望者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加希望者の理解を深め、市の意図と提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、入札参加希望者を対象に、実施方針等に記載した内容に関する質問及び意見を次のとおり受け付ける。

ア 受付期間

令和6年4月26日（金）午後2時から令和6年5月31日（金）午後5時まで（必着）

イ 提出方法

質問及び意見の内容を簡潔にまとめ、「実施方針等に関する質問書」（様式2）及び「実施方針等に関する意見書」（様式3）に必要事項を記載の上、原則電子メールで提出すること。この際、電子メールのタイトル（件名）は、「【王子公園再整備事業】実施方針等に関する質問等（事業者名）」と表記すること（事業者名は自社名に変更すること）。なお、メールを送信後、速やかに電話等で当該メールの到着確認を行うこと。

ウ 提出先

実施方針「第2 1（9）」に同じ。

エ 回答の公表

質問及び意見に対する回答については、事業実施に直接関連しない内容等の質問及び意見を除き、回答することとし、市のホームページで一括して公表する。ただし、質問者等の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、質問者等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると考えられるものは公表しない場合がある。なお、質問者等から提出のあった質問及び意見のうち、市が必要であると判断した場合には直接ヒ

アリングを行うことがある。

公表スケジュールは以下を目途とする。

実施方針等に関する質問及び意見への回答 : 令和6年6月28日(金)

(3) 入札公告(入札説明書等の公表)(④)

本事業における入札公告を行う。入札公告に際しては、入札説明書及び別添資料(要求水準書、基本協定書(案)、事業契約書(案)、落札者決定基準、様式集等)(以下「入札説明書等」という。)を市のホームページ等で公表する。

(4) 入札説明書等に関する質問の受付、回答の公表(⑤・⑥・⑪・⑫)

入札説明書等に記載した内容に関する質問を受け付け、回答を市のホームページで一括して公表する。なお、質問の提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

(5) 参加表明書(資格確認申請書を含む)の受付、資格確認通知書の発送(⑦・⑧)

入札参加希望者は、参加表明書(資格確認申請書を含む。)を提出すること。資格確認の結果は、入札参加希望者(代表企業)に対して資格確認通知書の発送により通知する。なお、提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

(6) 競争的対話の実施、結果の公表(⑨・⑩)

市は、入札参加者との十分な意思疎通を図ることによって、本事業の趣旨に対する入札参加者の理解を深め、市の意図と入札参加者の提案内容との間に齟齬が生じないようにすることを目的として、各入札参加者に対し、対面方式による対話の場を設けることを予定している。具体的な実施方法等は入札公告時に提示する。

(7) 入札提出書類(提案書)の提出(⑬)

入札参加者は、本事業に関する提案内容を記載した入札提出書類(提案書)を提出する。提出方法の詳細は入札公告時に提示する。

(8) 落札者の決定及び公表(⑭)

選定委員会において入札参加者からの提案書の審査・検討を行う。市は、選定委員会による事業提案書の審査と入札額を総合的に評価し、落札者を決定する。なお、結果については入札参加者に通知するとともに、市のホームページ等で公表する。

(9) 基本協定の締結(⑮)

市は、落札者と基本協定を締結する。

(10) 仮契約の締結(⑩)・事業契約の締結(⑪)

市は、落札者と仮契約を締結する。仮契約は、令和7年5月(予定)の市議会を経て本契約となる。

第4 入札参加者の構成等

1 入札参加者の構成等

- (1) 入札参加者は、2に規定する本事業を実施するために必要な資格要件等を備えた企業で構成されるものとする。入札参加者が複数の企業により応募グループを構成する場合、市との交渉窓口となる「代表企業」を定め、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。
- (2) 入札参加者が複数の企業により応募グループを構成する場合、構成企業間の関係は、元請負及び下請負の関係、共同企業体もしくは落札者により本事業の遂行を目的とし手設立される特別目的会社(以下「SPC」という。)のいずれかとする。なお、SPCが設立される場合、入札参加者は、以下の定義の企業で構成されるものとする。
- ・ 構成員：本事業の遂行を目的とするSPCに出資を行う企業
 - ・ 協力企業：本事業を遂行するにあたって必要な業務の一部を上記のSPCから直接に受託・請負等するが、出資を行わない企業
- (3) 同一者が複数の業務に当たることを妨げず、一つの業務を複数の企業で実施しても構わない。ただし、建設業務と工事監理業務については、同一の者、又は資本面ならびに人事面で関係のあるものが兼ねてはならない。
- ※「資本面において関連のある者」とは、次の規定に該当する者をいう。以下同じ。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社(会社法第2条第3号及び会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。)又は子会社の一方が会社更生法(平成14年法律第154号)第2条第7項に規定する更生会社(以下「更生会社」という。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第4号に規定する再生手続(以下「再生手続」という。)が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 親会社と子会社の関係にある場合
- 2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

- 1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- 2) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

- (4) 入札参加者の構成企業は、他の入札参加者の構成企業にはなることができないも

のとする。ただし、落札者の決定後に、落札に至らなかった入札参加者の構成企業が、落札した入札参加者の構成企業から業務を再受注することは妨げない。その場合は、市の承諾を得るものとする。

2 入札参加者の参加資格要件等

入札参加者は、次の入札参加資格要件を満たすこと。

(1) 共通要件

入札参加者は、①～⑩のいずれにも該当しない者であること。

- ①資格審査書類の提出期限日から落札者の決定日までの期間で、神戸市指名停止基準要綱（平成6年6月15日市長決定）に基づく指名停止を受けた者。
- ②暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員若しくは役員又は実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）等。
- ③地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。又はその者を代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用する者。
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第2項の規定による事務所の閉鎖命令を受けている者。
- ⑤旧会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条第1項若しくは第2項又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づき更生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者は除く。
- ⑥民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定に基づき再生手続きの開始の申立てをしている者又は申立てを成されている者。ただし、国土交通省の入札参加資格認定を受けている者を除く。
- ⑦会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和2年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項の規定による会社整理の開始の申立て又は同第2項の規定による通告がなされている者。
- ⑧旧破産法（大正11年法律第71号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産の申立て、又は旧和議法（大正11年法律第72号）に基づき和議開始の申立てがなされている者。
- ⑨市が、本事業についてアドバイザー業務を委託した者又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

なお、本事業に係るアドバイザー業務に関与した者は、次のとおりである。

- 1) PwC アドバイザリー合同会社
- 2) 株式会社オリエンタルコンサルタンツ

3)PwC 弁護士法人

- ⑩選定委員会の委員及び委員が属する企業、団体又はこれらと資本関係若しくは人的関係において関連がある者。

(2) 設計業務に当たる者

設計業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、立体駐車場の設計に当たる者のうち少なくとも1者は③を、スタジアムの設計に当たる者のうち少なくとも1者は④を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築設計に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は実施方針「第2 1（9）」の連絡先まで速やかに連絡すること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ④平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。

イ 土木設計に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、土木設計に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は実施方針「第2 1（9）」の連絡先まで速やかに連絡すること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。

(3) 建設業務に当たる者

建設業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。なお、本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③及び④を満たすこと。さらに、立体駐車場の建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑤を、スタジアムの建設に当たる者のうち少なくとも1者は⑥を、園地整備に当たる者のうち少なくとも1者は⑦を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（工事請負）のない者が、建設業務に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（工事請負）の審査を受けなければならない。その場合は実施方針「第2 1（9）」の連絡先まで速やかに連絡すること。
- ②建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定により、対象工種に該当する種類について、特定建設業の許可を受けた者であること。
- ③同法第27条の23第1項に定める経営事項審査において、直近かつ有効な総合評定値が下記区分を満たすこと。なお、建築一式工事と土木一式工事の点数を満たす者が同一でなくても構わない。

| 種別 | 点数 |
|--------|----------|
| 建築一式工事 | 1,100点以上 |
| 土木一式工事 | 1,200点以上 |

- ④次の要件をすべて満たす監理技術者を建築工事实施期間中、当該事業用地に専任かつ常駐で配置すること。また、その他工事の実施期間中には2)を満たす監理技術者を専任かつ常駐で配置すること。
 - 1) 一級建築施工管理技士若しくは一級建築士の資格を有する者又は建設業法第15条第2号ハの規定による認定を受けた者であること。
 - 2) 建設業法第27条の18第1項の規定による建設工事業に係る監理技術者資格者証を有し、建設業法第26条第5項に規定する監理技術者講習修了証を有している者で、入札参加表明書の受付日から起算して過去3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係があること。
- ⑤平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、駐車場台数500台以上の自走式立体駐車場の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑥平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の建設（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。
- ⑦平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の建設を完了した実績を有していること。

(4) 工事監理業務に当たる者

工事監理業務に当たる者は、参加資格確認申請時において、以下の要件を満たしていること。

ア 建築部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築部分の工事監理に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は実施方針「第2 1（9）」の連絡先まで速やかに連絡すること。
- ②建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定により、一級建築士事務所に登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、観客席2,000席以上の屋外体育施設の設計（新設又は全面改修に限る。）を完了した実績を有していること。

イ 土木部分の工事監理に当たる者

本業務を複数の者で行う場合は、全ての者が①及び②を満たし、少なくとも1者が③を満たすこと。

- ①令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）に登録されていること。なお、令和6・7年度神戸市競争入札参加資格（物品等）のない者が、建築部分の工事監理に当たる場合は、あらかじめ神戸市競争入札参加資格（物品等）の審査を受けなければならない。その場合は実施方針「第2 1（9）」の連絡先まで速やかに連絡すること。
- ②建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、対象工種に該当する部門について、建設コンサルタントの登録を受けた者であること。
- ③平成26年4月1日以降に、元請け、下請けを問わず、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定される公園（総合公園、運動公園又は広域公園）の設計を完了した実績を有していること。

3 参加資格の確認基準日

参加資格確認基準日は、参加表明書の受付締切日とする。

4 参加資格の喪失

- ①参加資格確認基準日の翌日から開札日までの間、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合、当該入札参加者は入札に参加できない。ただし、入

- 札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合は、当該入札参加者は、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、入札参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、入札に参加できるものとする。
- ②開札日の翌日から落札者決定日までの間、入札参加者を構成する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該入札参加者を落札者決定のための審査対象から除外する。ただし、入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該入札参加者が、入札参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、市が入札参加資格の確認（SPC を設立する場合には、設立予定の SPC の事業能力を含む）を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該入札参加者の入札参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の入札参加者を構成する企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ③落札者決定日の翌日から基本協定締結日までの間、落札者を構成する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は落札者と基本協定を締結しない場合がある。この場合において、市は落札者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、落札者を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該落札者が、参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、市が入札参加資格の確認（SPC を設立する場合には、設立予定の SPC の事業能力を含む）を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該落札者と基本協定を締結する。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の落札者を構成する企業が入札参加資格を欠いた日とする。
- ④基本協定締結日の翌日から事業契約締結までの間、事業者（落札者）を構成する企業が入札参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業者（落札者）と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は事業者（落札者）に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、事業者（落札者）を構成する企業が入札参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者（落札者）が、参加資格を欠いた企業に代わって、入札参加資格を有する企業を補充し、市が入札参加資格の確認（SPC を設立する場合には、設立予定の SPC の事業能力を含む）を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者（落札者）と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する企業の入札参加資格確認基準日は、当初の事業者（落札者）を構成する企業が入札参加資格を欠いた日とする。

第5 応募にあたっての留意事項

1 提案書類の取扱い

(1) 提案書類の書換え等の禁止

入札参加者は、提出した入札時提出書類の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(2) 著作権

提案書の著作権は入札参加者に帰属するものとする。ただし、市は本事業の公表時及び市が必要と判断した場合には、落札者の事業提案書の一部又は全部を無償で使用できることとする。また、落札者以外の入札参加者の提案については、入札参加者の承諾なく本事業の公表以外の目的には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

(3) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利対象となっている事業手法、工事材料、施工方法等を使用した結果生じた責任は、原則として、入札参加者が負うこととする。

2 入札にあたっての留意事項

(1) 入札保証金

神戸市契約規則第7条第2号の規定により免除する。

(2) 契約保証金

事業者は、施設整備費等（ただし、消費税及び地方消費税の額を含む。以下同じ。）の100分の10以上の契約保証金を契約締結前までに納付しなければならない。ただし、次に掲げる場合については、契約保証金の納付を免除する。

- ①契約保証金に代わる担保となる市が承認する有価証券等の提供。
- ②市への対象施設等の引渡しまでのこの契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行又は市が確実に認める金融機関等の保証。
- ③市への対象施設等の引渡しまでのこの契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証。
- ④この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する以下の履行保証保険契約の締結。なお、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。

1)事業者が、対象施設等の設計及び建設工事に関して、市を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の100分の10以上に当たる額の履行保証保

険契約を締結し、契約締結前にその履行保証保険契約に係る保険証券の原本を市に提出したとき。

2)事業者が、対象施設等の建設を担当する企業として、対象施設等の設計及び建設工事に関して、事業者を被保険者とし、設計・建設期間を保険期間とする施設整備費等の100分の10以上に当たる額の履行保証保険契約を締結させ、かつ、事業者の費用負担で当該履行保証保険契約に基づく履行請求権及び保険金請求権につき、市を質権者とする質権を設定したとき。

(3) 応募に伴う費用負担

応募に伴い入札参加者が要する費用は、それぞれの入札参加者の負担とする。

(4) 本事業において使用する言語、通貨単位等

本事業において使用する言語は日本語、単位は、計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨は、日本国通貨（円）、時刻は、日本標準時とする。

(5) 情報公開及び情報提供

本事業に関する情報は、適宜、市のホームページに公表する。

https://www.city.kobe.lg.jp/a76835/202404ojipark_ikkatsu.html

別紙1 リスク分担表

本リスク分担表は、各項目に示すリスクの分担についての基本的な考え方を示すものである。詳細については、事業契約書（案）で明らかにする。

■共通リスク

| リスクの種類 | | リスク内容 | 負担者 | |
|---------|-----------|-------------------------------------------------------------------------|-----|-----|
| | | | 市 | 事業者 |
| | 入札説明書等リスク | 入札説明書等の誤り及び内容の変更に関するもの | ○ | |
| | 入札リスク | 入札参加費用の負担に関するもの | | ○ |
| | 政策転換リスク | 市の政策変更による事業の変更・中断・中止等に関するもの | ○ | |
| | 資金調達リスク | 事業者の事業の実施に必要な資金調達に関するもの | | ○ |
| | | 市が調達する必要な資金の確保に関するもの | ○ | |
| | 契約リスク | 事業者の責めに帰すべき事由により、契約が締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合 | | ○ |
| | | 市の責めに帰すべき事由により、契約が締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合 | ○ | |
| | | 上記以外の事由により、契約が締結できない、又は契約手続きに時間を要する場合 | ○ | ○ |
| | 議会リスク | 事業者の責めに帰すべき事由による議会の不承認、遅延 | | ○ |
| | | 市の責めに帰すべき事由による議会の不承認、遅延 | ○ | |
| 制度関連リスク | 法制度リスク | 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令の変更をいう。消費税及び地方消費税に関する変更を含む） | ○ | |
| | | 法制度・税制度・許認可の新設・変更に関するもの（上記以外のもの） | | ○ |
| | 許認可リスク | 市が取得すべき許認可の遅延に関するもの | ○ | |
| | | 事業者が取得すべき許認可の遅延に関するもの | | ○ |

| | | | | |
|---------------|-------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|-----|---|
| 社会リスク | 住民対応リスク | 事業内容等、事業そのものに関する住民反対運動、訴訟に関するもの | ○ | |
| | | 上記以外のもの（事業者が行う業務に関するもの。調査、設計、工事等） | | ○ |
| | 環境保全リスク | 市が行う業務に起因する環境の悪化 | ○ | |
| | | 事業者が行う業務に起因する騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶、大気汚染、水質汚濁、光害、臭気、電波障害等に関するもの | | ○ |
| 第三者賠償リスク | 事業者の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償 | | ○ | |
| | 市の責めに帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償 | ○ | | |
| 市の関連業務に関するリスク | 市が王子公園再整備に関連して別途発注する業務において、市が使用する第三者（その使用人を含む。）に係るリスク | ○ | | |
| 不可抗力リスク | 不可抗力に伴い、設計又は工期の変更、設備の修復等により、事業者の経費の増加及び事業契約の履行不能 | ○※1 | △※1 | |
| 物価変動リスク | 施設整備期間中の賃金水準又は物価水準の上昇による施設整備費の増加 | ○※2 | △※2 | |
| 債務不履行リスク | 市の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの | ○ | | |
| | 事業者の責めに帰すべき事由による債務不履行に関するもの | | ○ | |
| | 事業者の事業放棄、破綻に関するもの | | ○ | |
| 知的財産侵害リスク | 本事業の実施に当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又は事業者が作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償 | | ○ | |

※1 本事業の実施に直接かつ不利に影響を与えるものであって、以下の1以上に該当する事象のうち予見可能な範囲外のものであり、市及び事業者のいずれの責めにも帰すことのできないものをいう。なお、法令変更等は不可抗力に含まれない。

ア 異常気象（暴風、落雷、豪雨、豪雪、強風、台風、異常熱波又は異常寒波であって、これらが事業対象地又はその周辺において通常又は定期的に発生するものより過酷なものであり、かつ、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）

イ 自然災害（洪水、高潮、地滑り、落盤、地震、火災、津波又はその他不可避な自然災害であって、本事業に重大かつ不可避の損害を生じさせるものをいう。）

ウ 内戦又は敵対行為（暴動、騒擾、騒乱、テロ行為又は戦争行為をいう。）

エ 疫病（法的に隔離が強制される場合を含む。）

不可抗力に該当する場合には、損害を最小限にとどめる経済的動機付けを与えるため、生じた損害又は増加費用の一部については、事業者もリスクを負担するものとする。

※2 物価変動等に一定程度を超える下降又は上昇が生じた場合、一定程度調整する。詳細な調整方法については、事業契約書（案）において提示する。

■設計段階

| リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | |
|-------------|------------------------------------|-----|-----|
| | | 市 | 事業者 |
| 測量・調査・設計リスク | 市が実施した測量・調査・設計に関するもの | ○ | |
| | 事業者が実施した測量・調査・設計に関するもの | | ○ |
| 設計変更リスク | 市の提示条件、指示・判断の不備、市の要求に基づく設計変更に関するもの | ○ | |
| | 上記以外の要因による設計変更に関するもの | | ○ |
| 要求水準未達リスク | 要求水準書の未達に関するもの | | ○ |
| 着工遅延リスク | 市の提示条件、指示・判断の不備、市の要求に基づく着工遅延 | ○ | |
| | 上記以外の要因による着工遅延 | | ○ |

■建設段階

| リスクの種類 | リスク内容 | 負担者 | |
|--------|-------------------------------------------------------|-----|-----|
| | | 市 | 事業者 |
| 用地リスク | 建設に要する資材置き場の確保に関するもの | | ○ |
| | 建設予定地の確保に関するもの | ○ | |
| | 市が公表した資料に示されたもの又は市が公表した資料から合理的に予測できる土壌汚染及び地中障害物に関するもの | | ○ |
| | 上記以外の土壌汚染及び地中障害物等に関するもの | ○ | |

| | | | |
|-------------|---------------------------------------------------|-----|-----|
| 既存建物リスク | 事業敷地及び解体対象の既存建物等に関する市の貸与資料等の誤り、欠如、不明瞭等に起因するもの | ○ | |
| | 事業者による事業敷地及び既存建物等に関する調査の未実施、不備、誤り等に起因するもの | | ○ |
| 工期遅延・未完工リスク | 市の提示条件、指示・判断の不備、市の要求に基づく工期遅延・未完工に関するもの | ○ | |
| | 上記以外の要因による工期遅延・未完工に関するもの | | ○ |
| 工事費増大リスク | 市の提示条件、指示・判断の不備、市の要求に基づく工事費の増大に関するもの | ○ | |
| | 上記以外の要因による工事費の増大に関するもの | | ○ |
| 工事監理リスク | 事業者が実施する工事監理の不備により工事内容・工期等に不具合が発生した場合 | | ○ |
| 要求水準未達リスク | 要求水準の未達に関するもの（施工不良を含む） | | ○ |
| 施設損傷リスク | 引渡し前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの（事業者の実施によるもの） | | ○ |
| | 引渡し前に工事目的物、材料、その他関連工事に関して生じた損害に関するもの（市の実施によるもの） | ○ | |
| 既存施設営業リスク | 事業者の施工不備等により既存施設の営業に不具合・損害が発生した場合 | | ○ |
| 動物への影響等リスク | 市と協議した施工計画に基づき実施した工事に起因して、動物の怪我や死亡が生じた場合 | ○ | |
| | 上記のうち、事業者による過失や事故により、動物の怪我や死亡が生じた場合 | △※3 | ○※3 |
| | 市と協議していない施工計画による工事に起因して、動物の怪我や死亡が生じた場合 | | ○ |

※3 事業者による過失や事故により、動物の怪我や死亡が生じた場合について、発生した事象・状況により動物の怪我や死亡との因果関係が明確でない場合は、個別に協議を行う。